

3.1.16 価値ある建築物の保存活用の要望にあたっての申し合わせ

1991年3月19日理事会決

2012年9月5日理事会改正決

標記に関する本会の意見表明は、理事会の議決を経て会長名で発信することとし、原則として下記によることを申し合わせる。

1. 対象となる建築物 貴重な文化的遺産を次代に継承するため、本部常置研究委員会が学術・技術・芸術的見地から保存に値する建築物であると評価したもの。
2. 発 議 本部・支部下記機関によるものとし、当該建築物に関する情報を察知した場合は、速やかに本・支部間で連絡・調整のうえ発議する。
 - イ) 支部：建物の所在する支部
 - ロ) 本部：建物の評価に最も適切な常置研究委員会
3. 資 料 発議にあたっては、下記の様式に基づく審議資料を提出する。
 - イ) 会長名の文書（案）
 - ・タイトル：「〇〇〇〇〇の保存活用に関する要望書」
 - ・内 容： 建物の概要説明ならびに保存と再生についての要望
 - ロ) 評価にあたっての常置研究委員会委員長名の文書（案）
 - ・タイトル：「〇〇〇〇〇についての見解」
 - ・内 容： 学術・技術・芸術的な観点での建物の価値評価但し、学会賞受賞作品については必ずしもロ)を必要としないものとする。
4. 提 出 提出にあたっては、当該の常置研究委員会委員長・幹事等が複数で持参する。郵送の場合は、簡易書留など記録を残すこととする。

・・・・・・・・

※対象建築物の取り壊し計画の情報を察知した場合、関係者はその情報を早急に本部事務局宛連絡をすることとする。

附則1. 本申し合わせは2012年9月5日より施行する。